

## 夜間対応型訪問介護の報酬

- 報酬は、オペレーションセンターを設置する場合と設置しない場合とに分かれている。
  - ・ 設置しない場合  
→ 月当たりの定額報酬
  - ・ 設置する場合  
→ 月当たりの基本報酬と、定期巡回、随時訪問をそれぞれ行うごとに算定される出来高報酬の合計
- ※ 3級ヘルパーが、定期巡回、随時訪問を行う場合には、それぞれの所定単位数の100分の70を算定する

## 認知症対応型通所介護の報酬

- 単独型、併設型、共用型のそれぞれについて、サービス提供時間（3時間以上4時間未満、4時間以上6時間未満、6時間以上8時間未満）に応じて報酬が算定される。
- 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して2時間以上3時間未満のサービスを提供する場合は、3時間以上4時間未満の所定単位数の100分の70を算定する。
- サービス提供時間と、サービスの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を、6時間以上8時間未満の所定単位数に加算する。
- 入浴介助加算、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算及び口腔機能向上加算  
→ 通所介護と同様

## 小規模多機能型居宅介護の報酬

- 月当たりの定額報酬で、支給限度額の範囲内で併用できるサービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与である。
- 登録定員又は人員に係る基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70を算定する。
  - 介護支援専門員が必要な研修を修了していない場合は、減算の対象となる。
- 初期加算
  - 登録日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算する。30日を超える入院の後に、再びサービスの利用を開始した場合も同様とする。

## 認知症対応型共同生活介護の報酬

- 通常の利用と短期利用があり、それぞれ1日につき報酬が算定される。
- 夜勤職員は2ユニットごとに1人置く必要があり、これ満たさない場合は、所定単位数の100分の97を算定する。
- 利用定員又は人員に係る基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70を算定する。
  - 計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合又は介護支援専門員を配置していない場合は、減算の対象となる。
- 短期利用を行うためには、以下の要件を満たすことが必要である。
  - ・ 短期利用を行う事業所が、初めて指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過していること。

- ・ ユニットの定員の範囲内で、空いている居室等を利用すること。ただし、短期利用の利用者は、1ユニットあたり1人とする。
  - ・ 利用開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
  - ・ 十分な知識を有する従業者が確保されていること。
- 初期加算
- 通常の利用について、入居日から起算して30日以内の期間については、1日につき30単位を加算する。
- 医療連携体制加算
- 以下の基準を満たし、市町村長に届け出た事業所においてサービスを提供した場合に、1日につき39単位を加算する。
- ・ 当該事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
  - ・ 看護師により24時間連絡体制を確保していること。
  - ・ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

## 地域密着型特定施設入居者生活介護の報酬

- 個別機能訓練加算
- 短期入所生活介護等と同様
- 夜間看護体制加算
- 以下の基準を満たし、市町村長に届け出た施設においてサービスを提供した場合に、1日につき10単位を加算する。
- ・ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ※ 平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員で差し支えない。

- ・ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の報酬

- ユニット型施設については、以下の基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97を算定する。
  - ・ 日中に、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
  - ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 身体拘束廃止未実施減算
  - 指定基準において定められている身体拘束に係る規定を遵守していない場合は、1日につき5単位を減算する。
- 重度化対応加算
  - 以下の基準を満たし、市町村長に届け出た施設については、1日につき10単位を加算する。
    - ・ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員を配置することで足りる。
    - ・ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
    - ・ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
    - ・ 看取りに関する職員研修を行っていること。
    - ・ 看取りのための個室を確保していること。

○ 準ユニットケア加算

→ 以下の基準を満たし、市町村に届け出たユニット型でない施設については、1日につき5単位を加算する。

- ・ 12人を標準とする単位（以下「準ユニット」という。）においてサービスを提供すること。
- ・ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。
- ・ 以下の人員を配置していること。
  - a 日中に、準ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
  - b 2準ユニットに1人以上の介護職員又は看護職員を、夜勤として配置すること。
  - c 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

○ 個別機能訓練加算

→ 短期入所生活介護等と同様

- 専従常勤医師の配置に係る加算、精神科医師に係る加算、障害者生活支援体制加算、外泊時に係る費用、初期加算、退所時等相談援助加算、栄養管理体制加算、栄養マネジメント加算、経口移行加算、療養食加算  
→ 従前どおり

○ 経口維持加算

→ 介護老人保健施設等と同様

○ 看取り介護加算

→ 死亡日以前30日を上限として1日につき所定単位数を死亡月に加算する。ただし、退所日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、重度化対応加算を算定していない場合は、算定しない。

① 看取り介護加算（I）

以下を満たす入所者が、入所している施設又は入所者の居宅において死亡した場合に、1日につき160単位を加算する。

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ・ 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

- ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも1週につき1回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

## ② 看取り介護加算(Ⅱ)

→ 上記を満たす入所者が、入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関に入所した後も、当該入所者の家族に対する指導や当該介護保険施設その他の施設又は医療機関に対する情報提供等が行われ、当該介護保険施設その他の施設又は医療機関において死亡した場合に、1日につき80単位を加算する。

## ○ 在宅復帰支援機能加算

→ 以下の基準を満たす施設が、入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービス利用に関する調整を行っている場合に、1日につき10単位を加算する。

- ・ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったものの占める割合が100分の20を超えていること。
- ・ 退所日から30日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

## ○ 在宅・入所相互利用加算

→ 以下の要件を満たす者に対し、在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得て、サービス提供を行う場合に、1日につき30単位を加算する。

- ・ 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(3月を限度)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。
- ・ 要介護3~5の者であること。

## ○ 小規模拠点集合型施設加算

→ 同一敷地内に複数の居住単位を設けてサービスを提供している施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者について、1日につき50単位を加算する。